

『暦林問答集』の新寫本について

——古谷義昭氏所藏『暦林問答集』の紹介と検討——

細井浩志
中村琢

はじめに

『暦林問答集』とは、賀茂^{かものあきかた}在方⁽¹⁾が應永二十一年（一四一四）正月に著した、問答形式で曆數について解説する書物である。寫本により異なるが、その基本構成は圖1

（圖1）『暦林問答集』の基本構成

序	上卷二四段（本文）		下卷四〇段（本文）	在方後記	追加項目
目録	釋天地第一 （釋月建第二十四）	釋土用事第二十五 （釋金剛峯第六十四）			

の通りである。

賀茂氏は中世日本の曆道・陰陽道の支配者で、在方は賀茂氏本流の勘解由小路家の陰陽師である。よって『暦林問答集』は、曆道の正統的知識であり、中世の曆數觀・宇宙觀を表し、中世の朝廷陰陽道を理解する上でも貴重な書物と言える。また江戸時代に多數の版本が刊行され⁽²⁾、一般の曆日禁忌思想にも影響を與えている。

先行研究として、内容については馬場眞

理子氏⁽³⁾、陰陽道書の流通に關わつては木村純子氏⁽⁴⁾の研究があるが、書誌・寫本研究と校訂については、中村璋八氏⁽⁵⁾が規準となつている。

中村氏の校訂本（以下校訂本）は天理大學附屬天理圖書館所藏吉田文庫本（以下天理本）が底本である。また氏は現存の諸寫本・刊本・版本の所在を示して解説をし、追記で東北大學所藏本（以下東北大本）と文明十六年（一四八四）古寫本（以下文明寫本）の存在も紹介している。

本稿で紹介する新寫本發見のいきさつを述べると、まず細井が二〇一三年に國立天文臺を介して古谷義昭氏（青森縣在住）所藏の『曆林問答集』（以下古谷本）の存在を知つたのが最初である。同年に簡単な調査したが、二〇一九年十一月に中村琢とともに再調査を行つて確認した。直後に細井は併せて東北大本も調査している。この結果、『曆林問答集』の書寫過程について一定の知見を得ることができた。

よつて本稿の目的は、古谷本の紹介と考察により、

『曆林問答集』の寫本系統を解明し、次いでそこから見える問題を提示することである。現在、『新陰陽道叢書』（名著出版）シリーズが刊行され、第二卷「中世」（赤澤春彦編^{補記参照}）では中世の曆に關する論考も収録され、研究水準を更に向上させるべき時期に來ている。本稿はこれに寄與できればと考えるところである。

なお本稿での各寫本比較や『曆林問答集』の内容については主に細井が、古谷本の藍本である遠忠本作成の背景と、作成地である戰國期大和國については主に中村琢が調査し、全體については適宜協議して細井がまとめた。なお本文検討は古谷本、東北大本、天理本、國會本（後述）、京本（後述）、文化八年（二八一）版本（以下「文化版本」）以外は、校訂本による。

一 古谷本『曆林問答集』の紹介

（一）形状・構成・奥書

最初に古谷本の形状を説明する。澁引表紙の冊子で、表紙には題箋「曆林問答 全」が貼られる。裏表紙の裏

打ち紙には文字があるが、未判讀である。中は杉原紙の袋として、タテ約二四cm、横約一七cm、字配りは半丁二〇字×一〇行でおおむね楷書である。全體に現代の標準字體に近い漢字が使われる傾向があり、朱合點や返り點、傍訓が全體に施される。人名には朱一本線、書名には朱二本線が引かれる。本稿はこれらを省き、一部の異體字は正字體・現行字體に改めた。

續いて古谷本の構成を見よう(圖1「曆林問答集」の基本構成)も参照。構成は序↓目錄↓本文↓追加項目↓

(史料1) 古谷本『曆林問答集』在基追記他奥書(以下〔 〕内は割注、傍線は筆者による)

右曆林者祖父在方卿書之然者依

持明院殿御所望写之奉備賢覽者也

永正十六年〔乙卯〕三月九日 從三位賀茂在基在判

(空白)

(改頁、次頁は行書体)

写本之

右以或本令書写之加校畢

于時天文十三年極月廿日

在方後記「昔者河圖畫八卦洛書叙九章由此天數地卦爲用體：或家之口傳或道之樞要也烏焉之誤須招後見之嘲慎勿出深室是幸焉 龍集甲午孟春日在方誌」(昔、河圖は八卦を畫き、洛書は九章を叙す。此れに由り天數・地卦は用體と爲す：或は家の口傳、或は道の樞要なり。烏焉の誤りは須く後見の嘲りを招かん。慎んで深室を出すことなければ、是れ幸ひなり。龍集甲午孟春日 在方誌す) ↓奥書、以上の順である。次に奥書(史料1)を示す。

中原遠忠

右不慮此本令菅見之間俄写之

訖永代可准重宝乎

天文十四年〔乙巳〕六月八日從去四日至今日
遂筆功了

右筆圓清判

(改頁、次頁以降は楷書体に戻る)

這一冊者南都新薬師寺奥坊累代令所持

雖為秘藏之書依懇望難辭被恩借頼于小橋

某而令書写以不明之老眼令校合尋古跡於加朱点訖

于時五十八歲

元禄十一歲次〔戊寅〕四月十二日 山本某藤原忠辰判

於和州平群郡法隆學問寺中院所令一校也

相傳懷存判

(改頁)

此二卷者法隆學問寺累世所持秘、之書而実不出書藏也尔予

願竊一覽於覺宣高師、不得止與予蜜令見之是誠依為平

生之論交莫逆之佳友也時予就案頭開一帖朝、夕、也此書也

元賀茂士之所輯録而引皆諸文之說增以己意誠能誘人能
導人之基也テ又得知天地之循環陰陽之消長萬物之盛衰
盡田轉無窮而毫髮不可差矣依是願欲我家百代之子孫傳
今幸染于筆寸暇之時書写而以殘於後世乎于時寛政拾三年

〔辛酉〕二月廿三日至書写之遂筆功 若槻村陰陽家

中川安元主(花押)

(二) 古谷本奥書の検討

京都府立京都學・歴彩館所藏本(以下京本)は、文化
版本を含む通行本の藍本とされる。この京本も、古谷本
と同じく在方後記の次に追記(史料1直線部に該堂があ
り、追記には、「右曆林は、祖父在方卿之れを書く。然らば
持明院殿の御所望により之れを寫し、覽に備へ奉るものな
り」(書き下し)とある。古谷本・東北大本(史料2)に
は追記に、賀茂在基の署名等がある(同破線部)。ここ
から在方孫の在基が、永正十六年(一五一九)に「持明
院殿」に獻呈した寫本(以下在基本)がこれらの藍本で
あることが知られ、中村氏もそのことを指摘している。⁷⁾

古谷本の書寫過程は、奥書(同波線部)よりかなり明

確である。まず在基本の恐らく轉寫本より天文十三年
(一五四四)に中原遠忠が書寫し(遠忠本)、翌年、新藥
師寺の右筆圓清が筆寫し、同寺奥坊が傳持した(新藥師
寺本)。次に元祿十一年(一六九八)に津藩の山本忠辰が
書寫し、法隆寺中院の懷存が一校を加え、同院で相傳す
る(法隆寺本)。それを寛政十三年(一八〇二)に大和國
若槻村の陰陽家中川安元主が、知人の覺宣の協力を得て
閲覽し、書寫したのが古谷本である。

なお東北大本は、その奥書(史料2)によれば、在基
本を南陽房了政が天正十三年(一五八五)に小池與介末
孫から借りて寫したものらしい。

(史料2) 東北大本『曆林問答集』在基追記・奥書

右曆林者祖父在方卿書之然者依 持明院殿

御所望寫之奉備賢覽者也

永正十六年(己卯)三月九日 從三位賀茂在基
在判

曆林作 仁王百二代後小松院御宇應永十一年甲午至當今

天正十三年乙酉一百七十二年云々

(追加五項目 略)

天正十三(乙酉)年霜月吉辰寫之畢

南陽房了政

正本十三小池与介末孫令借用写之者也

(三) 古谷本の構成上の特徴——他の主要寫本と比較して

續いて古谷本の構成上の特徴を、他の主要寫本と比較

して確認したい。

まず校訂本の底本である天理本の構成は、本文↓追加

十項目(史料3)↓在方後記↓識語など、という順であ

る。本文に續く追加項目を次に示そう。

(史料3) 天理本『曆林問答集』追加項目

王相方

五月上屋禁忌事

小兒剃髮々置深曾木忌月之事 一年中凶月事

土用間日不可用事 隨事宿用日事

長短二向生日事 受死日事

八專日事 晝夜時刻法

古谷本と同じ在基本系の文化版本や京本は、本文

↓在方後記↓(在基)追記↓追加五項目(王相方)

「一年中凶月事」「土用間日不可用事」「八專日(之)

事」「晝夜時尅法」+圖表(京本なし)という順であ

る。

次に同じく在基本系の東北大本は、本文↓在方後記↓

在基追記↓追加五項目(文化版本と同じ)↓奥書、の順

である。

これらに對して古谷本は、本文↓追加六項目↓在方後

記↓在基追記↓その他の奥書、という順である。順番も

他の在基系三本と異なるが、追加項目も、古谷本は文化

版本五項目+「五月上屋禁忌事」(史料4)と六項目あ

る。

(史料4) 古谷本『曆林問答集』追加項目「五月上屋禁

忌事」(特に原文の返り点等を付す)

○五月上屋禁忌事

夫五月者午月也午主^レ火^ハ火々者有^ニ炎上^ニ之性^ニ故上^レ屋^ニ

必有^ニ失火^ノ尤^カ忌^ニ又云五月上屋有^ニ動揺^ノ損亡^ノ又云主

人禿^ニ云々^ノ説^ニ文云禿無^レ髮^ハ貞^ハ也

諸本では、「晝夜時刻法」が追加項目の最後で、天理

本・國立國會圖書館本(以下國會本)等では、「五月上屋

禁忌事」が「王相方」の次の二番目に配置される(史料

3)。だが古谷本は、最後に来る。實は古谷本は異本で

對校の旨の書き込みがある(「釋天地第一」など)。よっ

て史料4も書寫過程で異本により書き加えられた可能性

がある。

逆に在基本系諸本は文化版本五項目が共通する點より、

在方原本にこの文化版本五項目を追加したものが在基本

だったと推測される。さらに言えば、東北大本・文化版

本・京本では在基追記の後に追加項目がある點より、在

基本本體は在方後記・在基追記で完結し、追加項目は別

紙の形で存在したと見ることも可能である。

なお天理本・國會本は、在基本系寫本が脱する史料4

など五項目が増える。また天理本には(無窮會神習文庫

本にも)、上巻の最後「釋月建第二十四」の後に「一

命業胎三宿事」があるが、古谷本・東北大本・國會本に

はない點が注意される。

一方古谷本は、他の在基本系寫本と比較すると、史料

4以外の違いもある。例を示そう。

①「釋往亡第四十二」下の割注(史料5)

これは東北大本・京本にはない。なお非在基本系の天

理本にもないが、國會本にはある。ただ國會本の書き込

みは第四十一段末餘白、第四十二段タイトルの餘白に

あり、別本による追筆の可能性がある。

(史料5) 古谷本『曆林問答集』「釈往亡第四十二」下の

割注

論往亡日唐本宗曰宋武帝以往亡日起軍更以為不可

帝曰我往彼亡日本克之由之言之可廢明矣

②「釋五墓第四十六」の「戊辰日爲土五墓」の次に、「辛丑日爲金五墓」の一文が挿入されている。これは東北大本・京本にない。一方、國會本にはこの一文があるが、天理本にはない。

③「釋十二支吉凶第五十八」の「申日」の割注が「百事忌之但／佛事ニハ用之」(ノは改行)

これは東北大本をはじめとする他本では、「百事忌之但／神事用之」とある。つまり神事が佛事に改變されている。

④追加項目「八專日事」(史料6)

(史料6) 古谷本『曆林問答集』「八專日事」(特に原文の返り点等を付す。傍線は筆者による)

(前略)

右八箇日者宿曜經稱^(朱線あり)ニ八專日^(ト)也冥衆悉上^(ト)天故^(ト)於^(ト)三界^(ト)佛事無^(ト)聖衆之影向^(ト)〔云々〕仍自^(朱線あり)大唐^(ト)顯^(ト)德四^(ト)年^(ト)丁未歲^(ト)以來三寶類忌^(ト)之

(右八箇日は宿曜經八專日と稱するなり。冥衆悉く天に上る。故に下界の佛事に聖衆の影向無しとうんぬん。よって大唐顯

德四年丁未歲より以來三寶類之れを忌む。)

傍線部は、東北大本では「仍自大唐顯德四年丁巳歲以來三寶類皆忌之」(京本も「丁巳歲」となる。なお天理本でも「仍自大唐顯德四年丁巳歲以來三寶類皆忌之」である。

古谷本の丁未年は北宋景德四年丁未(一〇〇七)、東北大本・天理本等の顯德四年丁巳は、後周顯德四年丁巳(九五七)であろう。なお文化版本の「戊巳歲」は存在しない。

以上より、古谷本の、東北大本等との違いは、誤寫・親本の違いの他に異本による記入や意改の結果だと考えられる。

二 『曆林問答集』の書寫過程について

次に在基本系以外の重要寫本も考察し、『曆林問答集』の書寫過程全體を推測する。

(一) 天理本

最初に、天理本の奥書(史料7)及び賀茂氏系圖・清

原氏系圖を示す。

(史料7) 天理本 『曆林問答集』 奥書等

① 在方後記の後の追記

正議大夫司曆博士賀茂在方撰

文明八丙申六月中旬點校了

② 追記の次の識語

斯兩卷者祖父在方所撰擇也曆家眼目天道

樞要披之如向鏡覽之似仰日故神秘等金

賞翫過玉深納箱中全無他見而今清公

送予示之予忽生驚異疑此為誰所与乎

宜依頼寄噫得也敢勿輕慢以傳後徹尤多

幸乎

文明十年五月朔日所望此奥書畢

從二位在盛(花押)

③ 「神祇服忌令」奥書 (『曆林問答集』と合本)

(前略)

右大概如此

文明十二年六月日

神祇長上正三位(弟 見世傳) 卜部朝臣兼俱

此舍□吉田三品兼俱卿自筆今

書写畢

④ 最終丁左の識語

右曆林問答者為在方卿之撰

作有在盛卿之奥書(云々)凡此本者

雖有世上□數本於有朱墨之兩點者

希有也深納函底敢莫出窓外矣

天文甲午季夏廿四日

昇殿

正五位下行侍從卜部朝臣兼右

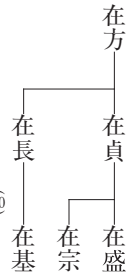
⑤ 裏表紙裏の識語

加修補畢

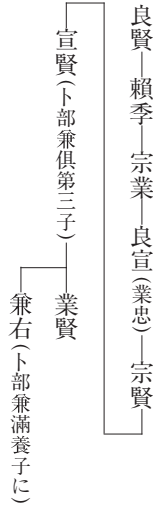
弘化四年(丁未)歲十一月十六日

從三位侍從卜部良芳

(圖2) 賀茂氏系圖⁽⁹⁾



(圖3) 清原氏系圖⁽¹⁰⁾



次にこれらから得られる情報を中村氏により列擧する。⁽¹¹⁾

a 「清公」(清原良宣かその子で宣賢養父の宗賢か)より、賀茂在盛(在方孫)に示されたもの(史料7②)「斯の兩卷は祖父在方の撰擇するところなり。曆家の眼目、天道の樞要なり。之を披けば鏡に向ふが如く、之を覽すれば目を仰ぐに似る。故に神祕は金に等しく賞翫は玉に過ぐ。深く箱中に納め全く他見無し。しかるに今、清公、予に送りて之を示す。予忽ち驚異を生ず。疑ふらくは此れ誰が與ふるところな

るか。宜しく依頼し、感得を寄すべきなり。敢へて輕慢することなかれ。以て後徹に傳ふれば尤も幸多きか。」。

b 宣賢の實父の卜部兼俱の關與が想定される(史料7③)

c 宣賢次男の卜部兼右が相傳(史料7④)

續いて、天理本の由來について考察したい。天理本の特徴は次の通りである。

d 通行の版本・刊本とはかなり異なる。

e 在基本系の古谷本とも字句に多くの違いがある。

f 「清公」所持本で、その所望により文明十年(一四七八)五月一日に(史料7②)圍い部分—中村氏は未紹介)在盛が「祕藏本を「清公」(清原氏)が持っていることに驚いた」旨の識語を認め、兼右の手に渡り(④)、その後吉田家(卜部氏)に傳わった(⑤)。

以上から、天理本は一見、清原氏系寫本のように思える⁽¹²⁾。なお在盛は文明十一年に没しているので、史料7②の圍み部分と矛盾はない。だが在盛の識語(史料7②)は實は信用できない。なぜなら天理本上卷の最後の綴じ

込み部分に、史料8の書き込みがあるからである。⁽¹⁴⁾

(史料8) 天理本『曆林問答集』上巻末尾

文明第八(丙申)夏五庚申日以賀茂二品在盛卿本書写

同朱墨之點功畢(尤足卷□)

(……賀茂二品在盛卿の本を以て書写す。同じく朱

墨の點功畢る(……))

少なくとも天理本上巻は、在盛所持本(在盛本)を書

寫したものである。だが在盛は、識語(史料7②)で上

下巻とも「清公」から示されたものとする。つまり在盛

が「清公」の依頼で自分の所持本を貸して寫させ、その

權威附のために識語を求められた際、祕藏書を與えたこ

とをカモフラージュするため、「清公」から示された寫

本と書いたと考えられるのである。

つまり天理本は、實は清原氏系寫本ではなく、上下巻

とも在盛本の寫本なのである。

(二) 國會本

國會本は、明經道清原氏に傳來したものとと思われる

(史料9)。

(史料9) 國會本『曆林問答集』在方後記・良賢追記

昔者河圖畫八卦洛書叙九章田此天數地卦為用

躰……………或家之口傳或道之樞

要也鳥烏之誤須招後見之嘲慎勿出深室是幸焉

龍集甲午孟春日 在方誌

正本□書云

今看曆林之新書斯知累家之餘慶貴賤之謹慎

子孫鄭重者乎

大外史清原真人

孔門老士常宗(花押影)

この國會本の由來であるが、藍本(良賢本)は清原良

賢(常宗)が書寫したものである。中村氏は良賢出家が

應永四年(二三九七)なので、『曆林問答集』成立(應永

二十一年(二四一四)直後に作成と推測する。⁽¹⁵⁾ところが

國會本は、實は古谷本等の在基本系寫本と内容が似てお

り、天理本より近い箇所もある。次に例示しよう。

a 序の次の「曆林問答集總目錄卷上二十四段」は古谷

本・東北大本も同然。天理本は「上二十四段」とあるだ

け。

b 「釋二十四氣七十二候第十七」などの異同（史料10）。

（史料10）「釋二十四氣七十二候第十七」における諸本の

異同の例

（小満四月中冒頭）

①天理本

小満四月中配於己苦菜秀此時候物長於此秀生也

②古谷本

小満四月中配于己苦菜秀此時候物咸秀生也

③國會本

小満四月中配于己苦菜秀此時候物咸秀生也

（第十七段の終わり）

①天理本

右七十二候者五日一候一氣十五日三候一氣也一月

三十日六候 是以一歲二十四氣十二月七十二候也

皆知草木萌牙鳥獸變化耳但七十二候者以月令正義

之説載之十干十二支者以爾雅淮南子等之兩説註之

定可多誤乎後見之人可改也

②古谷本

右七十二候者五日一候 十五日三候一氣也一月

三十日六候二氣凡一歲十二月二十四氣七十二候也

皆知草木萌牙鳥獸變化耳 以月令正義

之説載之十干十二支 以爾雅淮南子等之 説註之

定可多誤乎後見之人可改之

③國會本

右七十二候者五日一候 十五日三候一氣也一月

三十日六候二氣凡一歲十二月二十四氣七十二候也

皆知草木萌牙鳥獸變化可 以月令正義

之説載之十干十二支 以爾雅淮南子等之 説註之

定可多誤乎後見之人可改之

以上より、國會本は良賢本の比較的忠實な寫本で、在

基本系寫本との共通部分は在方原本に遡る、という可能

性が想定できる。

また國會本は、天理本と同じ「王相方」〔晝夜時刻

法〕の追加十項目が、天理本同様に本文（釋金剛峯第六

十四）の後、在方後記の前にある。これに古谷本との

異同を考慮すると國會本は清原氏か吉田家で良賢本またはその轉寫本を、天理本及び古谷本に使われた異本等の一部を補い、順序も整理して清書したもの（もしくはその轉寫本）だといえよう。

ちなみに國會本は誤脱した文字を、同じ行の途中や行末に行中の一字として書き、挿入を表す記號を附す（釋日第三の六行目、釋二十四氣七十二候第十七の寒露九月節最終行など）。これは國會本が、校合の際に脱字を挿入した別の寫本を轉寫したもので、脱字を意味上の本來の位置ではなく、親本で脱字が記された箇所近くの行に入れて書いものだと考えられる。

(二) 文明寫本

昭和五十四年（一九七九）の古典籍下見展觀に出されたもので筆者未見⁽¹⁶⁾。國會本と同じく良賢本の寫本を上部兼俱が寫し、さらに摩尼珠院僧禪濟が寫したものである（史料11）。美濃判よりやや大きく、上下二卷合本で全五二丁、本文は一〇行、朱點附とされる。

(史料11) 文明寫本『曆林問答集』奥書

本云、大外記清少納言入道奥書

今看曆林之新書、斯知累家之餘慶、貴賤之謹
慎、子孫之鄭重者乎

孔門老士當宗判

寫本云

予加朱墨點了、違失定可多

努々不可外見矣

從二位侍從卜部朝臣判

文明十六季八月自吉田二位令借用摸寫之、謬字可多矣

摩尼珠院本也

法印權大僧都禪濟^{生年六十一歲}

(四) 増補本・在盛本・古谷本書き入れの異本

在基本・在盛本共通の追加五項目（文化版本五項目）は、在基・在盛の共通の祖父である在方が、在世中に自身の手で加えた可能性が高いだろう（増補本）。

在盛本（天理本の親本）は文化版本五項目に更に五項目、及び「一 命業胎三宿事」を追加している。また在基本系寫本との字句の違いが多いので、在方原本に大幅

な加筆をしていると推測される。

一方、古谷本に「五月上屋禁忌事」のみが追補されているので、文化版本五項目にこの一項目を加えた追加六項目の寫本（異本）を古谷本もしくはその藍本が對校に

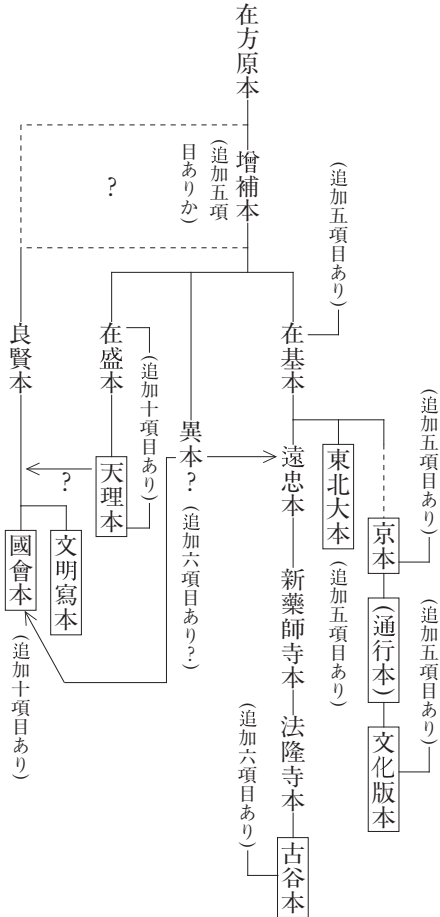
使用したとみられる。「五月上屋禁忌事」は在盛本にも

あつたと思われるので、在盛の父在貞もしくは在盛自身

が増補本にこの項目を追加した寫本を作ったことがあつた可能性がある。

(5) 寫本系統について
以上の考察に基づき、寫本系統は次のように想定される。

(圖4) 『曆林問答集』の想定寫本系統



※實線は系譜關係を示すものであり、直接の親子關係であるとは限らない。囲みは現存本

三 中原遠忠について―古谷本藍本の

一つ 遠忠本の成立について

在基が永正十六年（二五二九）に寫本を獻呈した「持明院殿」（史料1）は、入木道（『書道』相傳、鷹書編纂で知られる持明院基春（一四五三〜一五三五）であろう。なお、在基は享祿二年（二五二九）没（『公卿補任』）である。

「中原遠忠」は江戸時代史料だが『和州國民郷土記』によると大和國民の十市氏の別姓に「中原」、十市氏の系譜に「遠忠」がある。十市氏は興福寺に編成された大和の武士で、國民の一氏であり、興福寺の門跡大乘院との關係が深い。⁽²⁰⁾

この十市遠忠は明應五年（二四九六）生まれで天文十四年（二五四五）三月十六日没であり、京都の貴族たちと交流のあった文化人であった。遠忠の中原姓は「十市遠忠五十番自歌合」（享祿二年（二五二九））ほかに「兵部少輔中原遠忠」と見える。當時の十市氏の支配權は山

邊・城下・城上・十市の四郡に及び、南都の南を廣く抑えていた。天文五年（一五三六）に、木澤長政（畠山氏配下）が大和に進出すると、遠忠は龍王山城を築き長政や筒井順昭と戦った。⁽²³⁾

武家にとつての和歌は、文化的振舞（社會的ステータス）⁽²⁴⁾であると同時に、歌會による支配權の再生産の側面があつた。なぜならば、歌會では一定の作法の下で主權者（權力者）の治世を祝言することになるからである。⁽²⁵⁾

また遠忠の詠歌は法樂和歌が多い。大永六年（二五二六）二月に太神宮法樂、翌七年夏に八幡法樂・東大寺八幡法樂、ほか人丸法樂・聖廟法樂などがある。法樂和歌は内容に關係なく、神佛への祈願と報賽の意味を持ち、参加者の統合を保證する。よつて和歌の保護者である大名、國人一揆を構成する領主同士のつながりを深めることが可能であつた。⁽²⁷⁾そして和歌即佛道（和歌即陀羅尼）の思想もあり、和歌を神のあらわれとする考え方も存在する。つまり和歌を詠むこと自體が宗教行爲と同等であつた。⁽²⁸⁾このため十市氏に限らず、神人である大和國民

は、宗教行爲として當たり前に和歌を詠んだとも考えられる。

こうした和歌をめぐる遠忠の交遊であるが、詠歌を自歌合などに番えて、三條西實隆（二四五五―一五三七）、同公條（二四八七―一五六三）、徳大寺實淳（二四四五―一五三三）、富小路資直らに合點評語を依頼している。また前掲の清原宣賢（一四七五―一五五〇）も仲介者として現れ、遠忠と京の貴族層との深い繋がりが窺える。⁽²⁹⁾

特に實隆との深い關係が注目される。「十市遠忠五十五番自歌合」識語（享祿二年（一五二九））には、「右自哥合左者大永七夏爲八幡法樂詠之、右者同比東大寺八幡法納詠哥等享祿二冬書番遣遙院殿勝負之字所望申一卷書寫者也」⁽³⁰⁾とあり、對應は不明ながら實隆側にも、「十市卅首和哥自内山催促、合點遣之」（『實隆公記』享祿二年十月四日條）とある。つまり遠忠は和歌で知られた實隆への添削依頼で、より普遍性の高い權威に接近できた。よって遠忠は十市郷を治める一神人（＝大和國民）の立場を超え、廣く南都に影響を及ぼし得る存在へと成長し

たと考えることもできよう。

以上を踏まえて、『曆林問答集』と遠忠の關係を探りたい。まず遠忠の舊藏書は、その後、子・遠勝↓遠勝後室↓安位寺明王院（興福寺大乘院末寺）と繼承されたとの説がある。⁽³¹⁾この明王院舊藏書の相當部分は加賀前田家が購入し、尊經閣文庫に蒐藏された。前田家確認の古典籍は「興福寺之内明王院書籍之覺」⁽³²⁾に記録され、明王院の古典籍は部分的な復元が可能である。⁽³³⁾

實はその中に『曆林問答集』がある。遠忠の藏書は『馬醫書』『當流馬書』『太子憲法抄』などの例外を除き、ほとんどが和歌に關わる書物で、『曆林問答集』はその例外の一つである。このことは遠忠の曆注への關心を窺わせる。

實隆も賀茂在盛の『日法雜書』（別名『吉日考祕傳』、『曆注書』）を書寫しており（在盛卿所作日法雜書并曆注〔不知作者〕等終書寫功了）『實隆公記』永正七年（一五一〇）四月二十日條）、陰陽道書は祕藏とされながら實際には書寫流通していた。⁽³⁴⁾歌人にとって、曆注書は四季を詠む際

の参考書となり得たろう。

遠忠は、賀茂氏や持明院家にも繋がる實隆・公條を中心とする和歌のグループを介して、『曆林問答集』を手にした可能性が考えられる。また大和國國民の遠忠は、同國の有力寺社とも關係があり、そのついで遠忠本より新薬師寺本が書寫されたのだろう。

むすび―古谷本發見の意味

結論を述べたい。

(1) 本稿で紹介した古谷本は、東北大本や文化版本などと同じく、『曆林問答集』撰者賀茂在方の孫の在基が持明院家に獻呈したものの轉寫本である。

(2) 古谷本・東北大本、文明寫本奥書等より、戰國時代―江戸初期に『曆林問答集』はいくつかの寺院で轉寫されていくことがわかる。このことは寺院の曆注重視⁽³⁵⁾、特に大和國有力寺院の曆注重視の思想を顯す。また古谷本で申日の忌みの例外が、他寫本の「神事」から「佛事」に變えられたのは、寫本使用者の狀況が影響していると

推察される。『曆林問答集』の特徴は、陰陽五行説に基づかない佛教系知識を輕視する點だと指摘されているので⁽³⁶⁾、興味深い。

(3) 遠忠本（古谷本の藍本）は興福寺大乘院末寺の所藏となつたとの推測があり、興福寺大乘院に仕えた賀茂氏の傍流幸徳井家の⁽³⁷⁾曆道に影響を與えた可能性がある。

(4) 三條西實隆や十市遠忠といった歌人が、『曆林問答集』のような曆注書を重視している。これは中世の和歌の呪術性からみて當然かもしれない。

(5) 中村氏により善本と言われていた天理本（校訂本底本）よりも、東北大本・古谷本・國會本の方がより在方原本に近いと思われる。

(6) 天理本は、同じく在方孫で有力陰陽師である賀茂在盛の所持本を寫したもので、原本をかなり改變している。追加項目の増補など、在盛らは常に内容のバージョンアップを續けていたらしい。

(7) 古谷本の登場と天理本の検討で、『曆林問答集』の寫本系統がかなり明らかになった。現存寫本は、賀茂氏

の在基本系・在盛本系、清原氏の良賢本系の三種ある。また在盛本系と良賢本系の寫本が、明經道清原氏もしくは神道吉田家で校合されているらしい。

(8) 諸本の比較で書寫者のもつ思想的特色、たとえば同じ賀茂氏(勘解由小路家)内部での家説の違いなどを窺うことが可能である。

今後の課題は、各寫本間の影響關係の解明である。遠忠は清原宣賢とも交友があり、良賢本を見る機會がなかったとは言えない。よって寫本間の影響關係は、實際はもっと複雑だった可能性がある。現段階では國會本も成立過程が不明で、古谷本引用異本の實態も不明である。これらの解明が進めば、本稿で想定した寫本系統圖にも修正が必要かもしれない。

(補記) 赤澤春彦『新陰陽道叢書第二卷中世』は投稿後の二〇二一年一月に刊行された。また文明寫本を紹介する古書

目録の存在を川本慎自『中世禪宗の儒學學習と科學知識』

(思文閣出版、二〇二一年二月刊) 第三部第五章で知り、該當箇所を本文、史料11、註16、圖4を書き改めた。

(謝辭) 貴重な所藏寫本を示して史料調査に全面的に協力してくださった古谷義昭氏に、心より感謝を申し上げます。なお本寫本の紹介については、古谷氏の許諾を得ている。

また寫本の情報を伝えられた國立天文臺、及び寫本の撮影を許可してくださった東北大學圖書館、寫真版での閲覧を許可された天理大學附屬天理圖書館にも御禮を申し上げます。また本報告は科學研究費助成基金(課題番號・一九K〇一〇〇九)「古代・中世陰陽道書の研究」による成果の一部である。そして第七十一回日本道教學會大會での報告を補訂したものである。

(引用史料)

『曆林問答集』古谷本は報告者(細井・中村)、東北大本及び文化版本(東北大學圖書館狩野文庫)は報告者(細井)撮影の寫真、天理本は天理大學附屬天理圖書館指定業者(株)安井工業寫真)による寫真版、國會本は國立國會圖書館デジタルコレクションを、京本は京都府立京都學・歴史館デジタルアーカイブを使った。『尊卑分脈』『公卿補任』は新訂增補國史大系(吉川弘文館)、『實隆公記』は續群書類從完全國會本を使った。その他は、本文・注で示している。

註

(一) 賀茂氏の事績および賀茂在方については、以下を参照。

- 木村純子『室町時代の陰陽道と寺院社會』、勉誠出版、二〇一二年、一四八～二三〇頁。
- (2) 中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補版』、汲古書院、二〇〇〇年(初版一九八五年)、三三五～三三六頁。
- (3) 馬場眞理子「暦の「正理」——『曆林問答集』における暦注の解説を中心に——」、『東京大學宗教學年報』三四號二〇一七年、一〇五～一二五頁。
- (4) 前掲註(1)、木村純子『室町時代の陰陽道と寺院社會』、三四一～三四九頁。
- (5) 前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補版』、三三二～四〇〇頁。
- (6) 京本は「廣橋藏書」印があり、江戸初期の書寫と中村氏は推測する。また本文↓在方後記↓(在基 追記↓「王相方」)「晝夜時刻法」の追加五項目という構成が、版本と共通する。ここから中村氏は京本を版本の藍本と推測する(前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補版』、三四二～三四三頁)。
- (7) 前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補版』、三五一頁。
- (8) 山本忠辰は、一般に山本平左衛門で知られ、大和國添上郡田原郷に住む津藩の無足人(いわゆる郷土)であった。民俗學者平山敏治郎により日記(『大和國無足人日記』)が翻刻されている。山本家は、興福寺衆徒の筒井

- 氏の時代に、土着化を強いられた伊賀の村々の侍の家筋の一流であった(深谷克己『津藩』、吉川弘文館、二〇〇二年)。江戸時代以降も、大和國の諸大寺と關係を持ち、平左衛門においては、古谷本の奥書に見える時期にちかい元祿八年から一〇年にかけて、あるいはその前後一兩年に及び、法隆寺中院に身を寄せており(平山敏治郎「法隆寺元祿修覆に關する一史料——山本平左衛門日記抄——」、『人文研究』十三卷七號、一九六二年、四二頁)、奥書の情報と重なる。なお、忠辰は和歌などを嗜み、一説によると松尾芭蕉と關りがあったとも言われている(芭蕉翁記念館編『松尾芭蕉』、芭蕉翁顯彰會、二〇〇二年(初版一九八九年)、一五頁)。
- (9) 前掲註(1)、木村純子『室町時代の陰陽道と寺院社會』、一八三頁。
- (10) 『尊卑分脈』、足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』日本古典全集、一九三二年(有明書房、一九七〇年復刻)、一九三～一九六・四六六～四八五頁。
- (11) 前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補版』、三三七～三四〇頁。
- (12) 前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補版』、三四二頁。
- (13) 前掲註(1)、木村純子『室町時代の陰陽道と寺院社會』、一六五～一六七頁。

- (14) この部分は、前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補版』、において未紹介であった。
- (15) 前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補版』、三四二頁。
- (16) 前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補版』、三二五二頁、『弘文莊待賈古書目 十七』弘文莊、一九四九年、『古典籍下見展觀大入札會目錄』東京古典會、一九八八年、による。史料11はこれら古書目録による。なお補記を参照。
- (17) 持明院家については、以下を参照した。西村慎太郎「近世持明院入木道に見る公家職―その成立と「祕傳」の傳播―」(『東京大學史料編纂所紀要』二〇號、二〇一〇年、五九―七〇頁)、大坪舞「持明院基春による鷹書編纂―「責鷹似鳩拙抄」と持明院家舊藏書の比較を通して―」(『立命館文學』六三〇卷、二〇一三年、六五九―六六八頁)。
- (18) 朝倉弘(奈良縣史編集委員會編)『奈良縣史十一 大和武士』、名著出版、一九九三年、六六三―六七六頁。
- (19) 中世大和國の國民は、當所の身分呼稱の一つで、春日社の散在神人の身分を得ている國人のこと。興福寺の下級僧侶である衆徒とともに衆徒・國民と併稱される。大和國の事實上の守護であった興福寺は、同寺領と支配下の春日社領の莊官ら國人を、衆徒と國民に組織して支配した。彼らは、興福寺の實權を一乘院と大乘院の兩門跡が二分するようになるといずれかに所屬した(熱田公「國民」(『日本歴史大事典』、小學館、二〇〇〇年、九八頁))。
- (20) 安田次郎「十市氏」(『日本史大事典』五卷、平凡社、一九九三年、一三二頁)。ちなみに、遠忠のころの十市氏と興福寺との關わりにおいては、『多聞院日記』の主な筆者の、興福寺の多聞院英俊が十市氏の一族であった(幡鎌一弘『寺社史料と近世社會』、法藏館、二〇一四年、二六三―二九八頁)。
- (21) 武井和人「十市遠忠和歌典籍の研究」研究篇・資料篇上下、武藏野書院、二〇二〇年、一三五―三頁(資料編下)。
- (22) 筒井氏は、南北朝内亂末期から臺頭し、興福寺の官符衆徒の棟梁として活躍した大和國添下郡筒井平城を本據とした武家である。天正四年(一五七六)になると、織田信長より大和一國の支配を任せられ、郡山に築城した。ところが、豊臣秀吉により、筒井定次が伊賀上野城へ轉封させられ、大坂の陣後筒井氏は斷絶した(熱田公「筒井氏」(『日本歴史大事典』小學館、二〇〇〇年、一一二―一〇頁))。
- (23) 前掲註(18)、朝倉弘(奈良縣史編集委員會編)『奈良縣史十一 大和武士』、三七六―三七七頁。

- (24) 歌人は、政治的信條や立場を同じくするグループに所属し詠歌を行った。歌會・歌合は、共同體の構成員である自覺の下になされる嚴格な儀禮で、題を得る、構想を練る、添削を受ける、料紙に記す、作品を讀み上げるといった一連の行爲を一定の作法故實(そのグループで通用するルール)にのっとりて行うものである。古今・後撰・拾遺の三代集によって選ばれた素材と詠法を基盤にする(小川剛生『武士はなぜ歌を詠むか―鎌倉將軍から戰國大名まで―』、KADOKAWA、二〇一六年【初版二〇〇八年】、一九〇二二頁)。
- (25) 前掲註(24)、小川剛生『武士はなぜ歌を詠むか―鎌倉將軍から戰國大名まで―』、一九〇三三・二六二頁。
- (26) このことについては、井上宗雄が、「十市遠忠について」(『國文學言語と文藝』五〇號、一九六七年、四五―四六頁)にて指摘し、「遠忠は敬神崇佛の念が非常に篤かつたらしい」と評價した。
- (27) 前掲註(24)、小川剛生『武士はなぜ歌を詠むか―鎌倉將軍から戰國大名まで―』、二六二頁。
- (28) 菊地仁『職能としての和歌』、若草書房、二〇〇五年、一六一―一八七頁、曾根原理『徳川家康人格化への道―中世天臺思想の展開―』、吉川弘文館、一九九六年、一八九―一九二頁。
- (29) このことについては以下を参照した。前掲註(21)、武

- 井和人『十市遠忠和歌典籍の研究』三五〇―三五四頁(研究編)。清原宣賢を仲介者としての三條西實隆との關わりについては、末柄豊「畠山義總と三條西實隆・公條父子―紙背文書から探る―」(『加能史料研究』二二號、二〇一〇年)一―二七頁、が詳しい。
- (30) 前掲註(21)、『十市遠忠和歌典籍の研究』、一三六七頁(資料篇下)。
- (31) 前掲註(26)、井上宗雄「十市遠忠について」、四九頁。
- (32) 金澤市立玉川圖書館近世史料館加越能文庫藏本『松雲公採集遺編類纂』(特・一六〇三・八・一)九二、書籍部五「南都東大寺等書籍目録」、に所載されている(前掲註(21)、武井和人『十市遠忠和歌典籍の研究』、一三三頁(研究篇))。
- (33) 前掲註(21)、武井和人『十市遠忠和歌典籍の研究』、一二―一八頁(研究篇)。
- (34) 前掲註(1)、木村純子『室町時代の陰陽道と寺院社會』、三四三―三四九頁。
- (35) 前掲註(1)、木村純子『室町時代の陰陽道と寺院社會』、四七五―六二〇頁。
- (36) 前掲註(3)、馬場眞理子「曆の「正理」―『曆林問答集』における曆注の解説を中心に―」、一二二―一二三頁。
- (37) 前掲註(1)、木村純子『室町時代の陰陽道と寺院社會』、五六五―六二〇頁。